

奨学金の強制回収急増

就職難や低賃金影響か

学生支援機構

日本学生支援機構から奨学金を借りた人が返せなくなり、給料の差し押さえなど強制執行にまで進むケースが急増している。二〇〇五年度には四件だったが、一五年度に百二十倍超の四百九十八件になった。就職できなかつたり、低賃金が続くことが大きく影響しているようだ。一方で返さない事例を見逃せば不公平感が高まるつえ、新たな借り手に必要な資金の減少につながるため回収を厳しくせざるを得なくなっている。

専門学校を卒業してアパレル業界に就職した都内の三十代男性は学生時に約四百三十万円の奨学金を借りた。今の給料は手取り十五

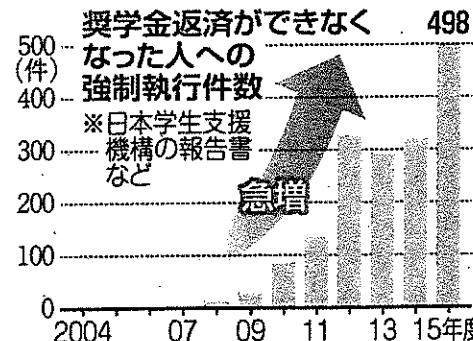
万円程度。返還が滞り、一五年冬に支援機構と毎月約三万円の支払いを約束したが、延滞金も含め返還額は四百万円以上も残った。結局、返せなくなり、数カ月後に給料を差し押さえる「強制執行」を予告する通知が届いた。

支援機構は返還が困難になつた人の救済措置を行つてゐる。一四年度に延滞金の利率を年10%から5%に引き下げ、今年四月からは月額の返金額を三分の一に減らして返還期間を延ばす制度も新たに設ける方針。

一方で奨学金の回収のため、簡易裁判所を通じた支払い請求や強制執行など法的措置を強化している。

むNPO法人「POSSIBLE（ポッセ）」の岩橋誠さんは「延滞金が増え、元本の返還まで届かない人も多い。延滞金のカットなどの救済策が必要だ」と、現在の返還困難者の救済策では不十分だと指摘している。

（白山泉）



W 奨学金の返還 奨学金は毎月の口座引き落として返還するが、残高不足などで引き落としができないと「延滞」となる。日本学生支援機構が委託した債権回収会社（サービサー）が、返還の指導や猶予制度の案内などをしているが、延滞になってから9カ月がたつても猶予の手続きや入金がない場合には、裁判所を通じて「支払督促」を実施。その後に訴訟に移る。分割返還による和解で解決する場合が多いが、それでも延滞が続くと給与差し押さえなどの「強制執行」になる。